

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件).....(都市整備局住宅政策推進部不動産課)...

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可.....(都市整備局市街地整備部再開発課)...

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除.....(環境局環境改善部化学物質対策課)...

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(環境局多摩環境事務所環境改善課)...

公告

○開発行為に関する工事完了.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)...

告示

●東京都告示第千二百七十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年九月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 平成三十年九月二十日 午後二時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社リーベハウス
(二) 代表者氏名 代表取締役 叶 徳文
(三) 主たる事務所の所在地 大田区西蒲田七丁目十八番四号
(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七七四五三号
(五) 免許年月日 平成二十六年五月二十八日

●東京都告示第千二百八十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成三十年九月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 平成三十年九月二十日 午後三時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社アイディール・プラス
(二) 代表者氏名 代表取締役 島村 和秀
(三) 主たる事務所の所在地 世田谷区上野毛三丁目一番十一号
(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八九三九一号

(五) 免許年月日 平成三十年六月二十七日

●東京都告示第千二百八十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき茗荷谷駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のよう告示する。
平成三十年九月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 茗荷谷駅前地区市街地再開発組合
二 事業施行期間 平成十七年十一月二十五日から平成三十年九月三十日まで
三 施行地区 文京区大塚一丁目地内
四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 文京区大塚一丁目四番十五ー一七〇九号
平成十七年十一月二十五日
五 変更の内容 事業施行期間を平成三十一年九月三十日まで延長する。
六 事業計画の変更の認可の年月日 平成三十年九月十日

●東京都告示第千二百八十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六号

により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

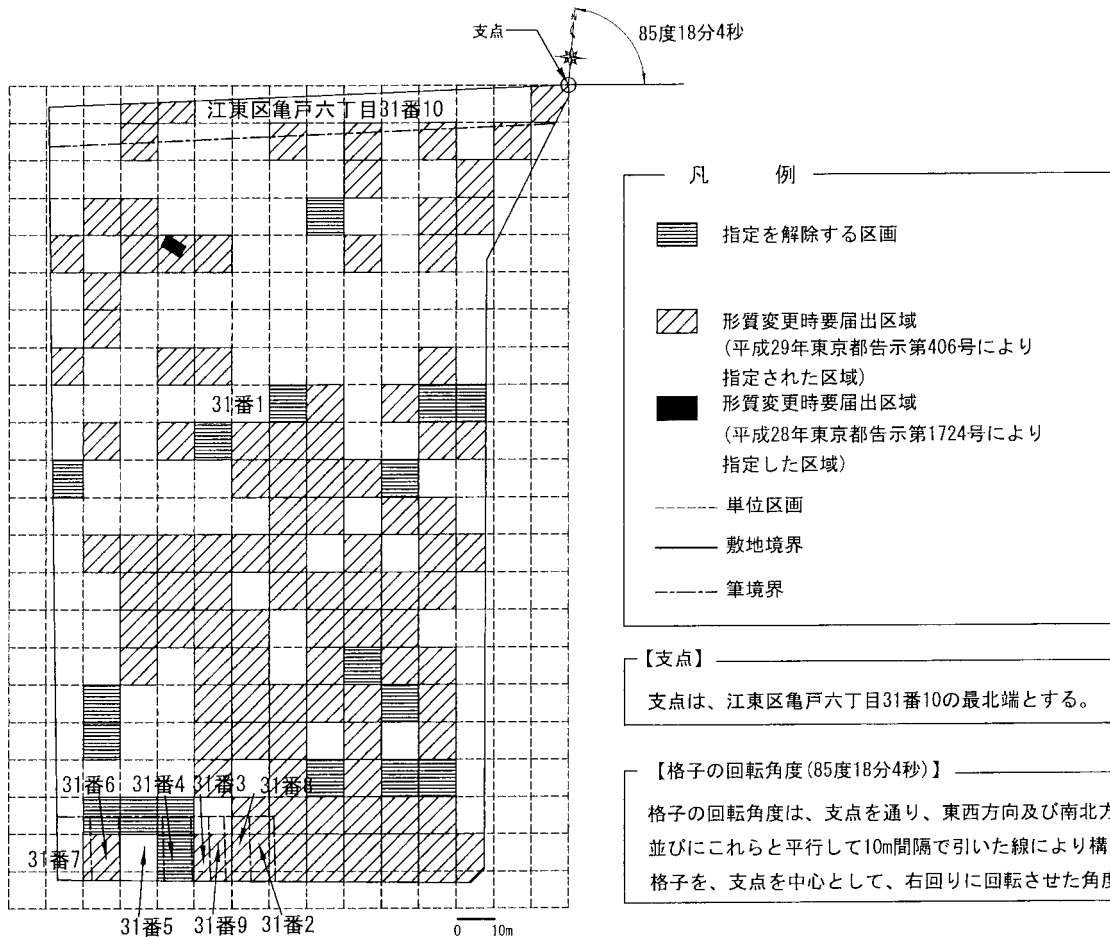
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区亀戸六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



●東京都告示第千二百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成三十年東京都告示第百六十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

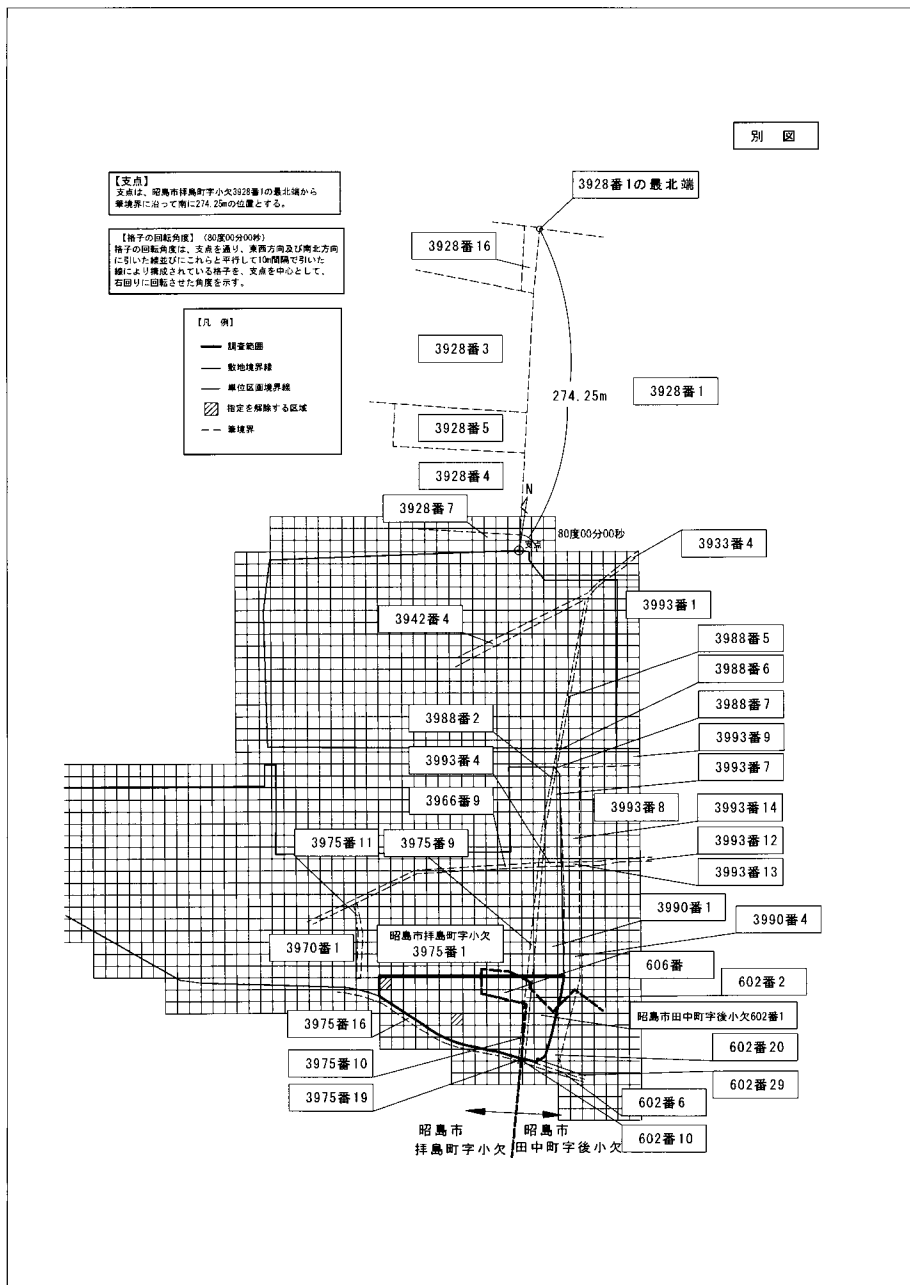
平成三十年九月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市拝島町字小欠地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年九月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

東大和市奈良橋六丁目七百二十七番八  
東大和市中央四丁目九百六十五番地の百七十一

株式会社鈴木建  
代表取締役 鈴木雄一郎

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

